

## 社会福祉法人 乙部町社会福祉協議会

# 令和2年度 事業計画

### I. 基本方針

少子高齢社会の進行や人口減少に伴い、乙部町においても高齢者のみで構成される世帯が増加傾向にあり、地域福祉の担い手となる世代の減少が進む中、地域におけるニーズや課題は、ますます複合化してきております。

また、毎年、国内外において甚大な災害が発生しており、頻発する多種の災害に対する平時からの備えも課題となっております。

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法で定められております。国においても包括的な支援体制の強化が掲げられ、複合化・複雑化した課題を地域全体で受け止め、住民、ボランティア団体、関係機関等が協働し、新たな生活課題や福祉課題を地域の支え合いによって解決を図ることが求められており、その中核を担う団体として社会福祉協議会の役割が重要視されるとともに、より一層の機能強化が求められております。

乙部町社会福祉協議会といたしましては、地域の実情を的確に把握し、地域に寄り添い、様々な支援につなげられるよう努めて参ります。

また、社会福祉法人格を有する民間団体として地域福祉を推進するため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、行政、福祉関係機関および諸団体と協働しながら、「安心・安全、笑顔あふれる福祉の町づくり」を軸として、様々な垣根を超え、地域の問題・課題に柔軟に対応して参ります。

更には、社会福祉法人として、その非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、情報公開、役職員の資質向上に取り組んで参ります。

### II. 基本目標

1. 住民参加を主体とした地域福祉の推進
2. 住民一人ひとりが参画するボランティアの推進
3. 高齢者が安心して一生をおくれる福祉サービス事業の推進

### III. 重点推進目標

1. 利用者ニーズに即した地域福祉、在宅福祉サービスの推進に努め、関係機関および団体などとの連携を図ります。
2. 要援護者のニーズを把握し、適切な援護活動を推進するため、関係機関、団体との連携を深め、住民参加による小地域ネットワークづくりの推進に努めます。
3. 高齢者、障がい者等の当事者はもとより、その家族などと地域ぐるみの交流を深め、ノーマライゼーションの普及啓発を図ります。

## 1. 地域福祉事業

### (1) 共同募金助成事業

#### ①ふれあい広場の開催

独居高齢者、障がい者の方々を招待し、地域行事に参加することにより、外出の機会が得られると共に、多くの方々と交流の機会を持つことを目的に開催します。開催にあたっては、乙部町ボランティア連絡協議会員外に協力を依頼し、運営などを支援していただきます。

- ・開催日 9月第1日曜日予定（産業まつりに合わせて開催）
- ・開催場所 道道乙部港線旧ブンテン跡地予定
- ・対象者 70歳以上独居高齢者、乙部町身体障害者福祉協会会員外

#### ②地域福祉推進懇談会の開催

地域住民を主体として、行政や関係団体、その他地域社会を構成している人々や団体等が協力し、ともに支え合い、助け合うことが出来る仕組みづくりが求められております。

関係者が一堂に会し、これからも安心して暮らし続けることが出来る町の実現に向け、活動についての理解を深め、地域福祉の推進を図る事を目的に開催します。

- ・開催日 10月中旬頃を予定
- ・開催場所 生きがい交流センター
- ・対象者 地域住民、自治会・町内会関係者、行政関係者、民生児童委員、ボランティア関係者、福祉関係者、社会福祉協議会関係者外

#### ③福祉委員活動の推進

地域における福祉問題について、社協役員、民生委員等と協働することにより、地域の人々が明るく豊かに生活できるよう、見守り、支援することを目的に、各自治会・町内会に福祉委員を委嘱しております。

- ・現員 42名
- ・任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・活動 各地域での見守り活動が中心
- ・会議 年2回程度を予定（情報交換等を目的に開催）

#### ④各種団体への支援

赤い羽根共同募金運動の収益金を受け、運営の活性化と支援のため、福祉関係団体に助成を行います。

- ・助成団体      ア. 乙部町身体障害者福祉協会
- イ. 乙部町母子会
- ウ. 乙部町老人クラブ連合会
- エ. 明和地区青少年を守る会

#### ⑤社協だより発行事業

社会福祉協議会で行われている事業の様子や、事業計画・予算、事業報告・決算、さらには福祉情報等を幅広く周知し、住民の方々が社協活動への理解を深め、地域福祉活動への積極的な支援につなげていただけるよう、分かりやすい紙面づくりに努めます。

- ・発行回数      年5回程度
- ・発行部数      1回あたり1,800部

#### ⑥歳末プレゼント贈呈事業

乙部町共同募金委員会事業である、歳末たすけあい運動の収益金から助成を受け、対象の方々へ12月中旬から下旬に日用品等を対象の方々へ贈呈します。

- ・対象者      ア. 74歳以上の独居高齢者
- イ. 在宅で概ね介護度が3以上の方
- ウ. 在宅障がい者 外
- ・贈呈品      生活用品やバスタオル等（会議により協議、決定）

### (2) 独自事業

#### ①心配ごと相談所の開設

心配ごと、困りごと、苦情等について相談窓口を開設し、相談員・各関係機関等と情報交換をしながら、あらゆる相談に応じ、適切な情報提供・支援を行い、相談ごとの解決に努めます。

- ・定例相談日    月1回（毎月第3木曜日）
- ・開設場所      社協事務所内
- ・その他        定例日以外は、事務局にて随時対応

#### ②ボランティアセンター事業

ボランティア活動の拠点として、いつでも、誰でも、どこでも活動に参加できる体制の整備、地域におけるボランティア活動の推進を図ることを目的に設置します。

- ア) ボランティアの登録・斡旋、相談・支援  
活動のすそ野を広げると共に、様々な相談や支援に努めます。
- イ) 養成・活動に関する研修会の企画・実施・参加  
ボランティア登録者や興味を持つ人を対象とした、活動に関する講座等を開催し、知識や資質の向上につなげます。
- ウ) 児童・生徒の福祉教育やボランティア活動の支援と育成  
早い段階からボランティア活動に興味を持っていただけるよう支援に努めます。
- エ) 運営委員会の開催  
ボランティアセンターの運営等を協議するために開催します。
- オ) ボランティアだよりの発行  
乙部町内での活動を紹介するとともに、ボランティア活動に関心を持ち、きっかけ作りに結び付けられる情報の周知に努めます。
- カ) 関係機関との連絡調整  
常にアンテナを張り、活動に結び付けられるよう、関係ある機関・団体等との連絡を密にします。
- キ) ボランティア活動保険の加入受付  
安心して活動するため、ボランティア保険の加入を推進します。
- ク) 災害時のボランティア活動支援等  
北海道社会福祉協議会と災害救援活動の支援に関する協定を交わし、平常時から災害への取り組み等に努めて参ります。

### ③生活援護資金貸付事業

住民生活の援護及び福祉の向上を図ることを目的に、生活に必要な資金を貸し付けます。生活困窮世帯の手助けとなる活用と支援に努めます。

- ・ 対象者
  - ア. 町内に在住の老人世帯及び母子世帯
  - イ. 生活に困窮する者（生活保護受給世帯を除く。）  
上記の者で町民税非課税世帯
- ・ 限度額 5万円

## 2. 受託事業

### (1) 乙部町受託事業の推進

#### ①給食サービス事業

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者の夫婦世帯および病気や障がい等により食事の準備が困難な方に対し昼食を配達することにより、食生活への支援をします。配達の際には、利用者に気配りし、安否確認を行います。

- ・配食日 月曜日から金曜日（祝日は除く）
- ・調理 (株)レオック（特養「おとべ荘」内）に調理委託
- ・配達 登録ボランティアの方々が中心となり配達
- ・利用料 町にて本人または家族に請求し徴収

## ②在宅介護者のつどい

在宅で介護している方々が集まり、悩みなどを共有し、心身ともにリフレッシュできる場づくりを目的に開催します。

- ・回数 年4回
- ・内容 講話、レクリエーション、懇談 外
- ・会場 実施内容により決定

## ③生きがい交流センター管理

利用者の方々に気持ちよく利用していただけるよう、適切な管理に努めます。

- ・期間 4月から翌年3月まで
- ・内容 利用受付・報告、館内の清掃、周辺的环境整備 外

## (2) 北海道社会福祉協議会受託事業

### ①生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、それぞれの世帯状況と必要に応じた資金の貸付けを行い、安定した生活が送れるよう支援することを目的としております。この制度は、厚生労働省の要綱に基づいて運営されております。

- ・種類
  - ア. 総合支援資金
  - イ. 福祉資金
  - ウ. 教育支援資金
  - エ. 不動産担保型生活資金
- ・内容 受付窓口として相談・申請支援、担当民生委員や事業主体である北海道社会福祉協議会等との連絡調整外

## 3. 法人運営

### (1) 法人組織運営の充実

地域に開かれた組織として運営の透明性、中立性および公正性の確保を図るとともに、情報公開に努めて参ります。

また、長期的に安定した経営が図られるよう、財源の確保に取り組むと共に、役職員は率先して資質向上、法令遵守に努めます。

①理事会・評議員会の運営

法人の運営に必要な事項を審議、決定、承認するため、理事会、定時評議員会、評議員会をそれぞれ開催します。

- ・理事会 5回開催予定
- ・評議員会 定時評議員会、評議員会（3月予定）を開催

②財源確保と安定した経営基盤の整備

- ・事業運営に向けた財源確保に努め、効率的な事業の執行を図ります。

③役職員の資質向上に必要な研修会等への参加

- ・北海道社会福祉協議会の会議、研修会等
- ・社協職員連絡協議会による研修会
- ・檜山地区事務所で開催される会議・研修会等
- ・その他、役職員に必要な研修会等
- ・独自研修会等の企画、実施

④三役会議、部会会議の実施

- ・必要に応じ、事業内容等の協議のため開催

⑤内部監査の実施

- ・決算時監査および四半期毎の監査の実施

⑥情報公開への取り組み

- ・事業計画・予算、事業報告・決算、その他必要な事項のインターネットでの公開と閲覧対応

⑦職員の福利厚生の上

- ・職員が働きやすい環境づくりと処遇改善

(2) 愛情銀行の適切な運営

広く住民の方々から善意の寄附を受け、効果的に地域に還元することにより、地域福祉の増進に寄与することを目的に運営します。

- ・内容 寄付金品の受領、適切な管理および事業運営

(3) その他関係する活動

①共同募金会活動への積極的な支援

共同募金会からの助成金は、地域福祉を推進する上でも重要な財源となっていることから、共同募金委員会事業である赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動へ協力・支援をし、地域福祉の向上につなげて参ります。

②福祉機器の貸出事業

- ・車いす等の貸し出し（無料）

③関係機関・団体との連携強化

生活基盤となっている自治会・町内会活動を通して、社会福祉協議会としていかに関わりを持てるかを共に考え、行政など、地域福祉に関わる機関・団体とより一層関係を深め、「安心して暮らせる町」を推進すべく、地域福祉の充実に努めて参ります。